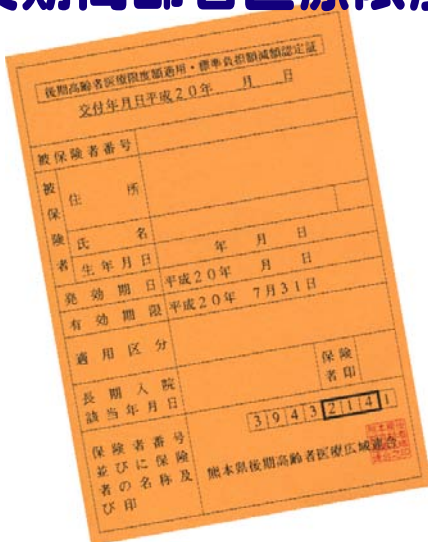


『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 の更新手続きは忘れずに!!』



住民税が非課税世帯の方は、入院の際、病院の窓口で限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費や食事代の自己負担額が減額されます。

既に限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、更新が必要な方には、7月中に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、ご記入のうえ、高齢者支援課へ提出してください。

また、入院中（予定）の方でまだ限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちでない方は、高齢者支援課にご相談ください。（世帯全員が平成20年度住民税が課税されていないことが該当の条件となります。）

1. 申請期間 7月22日（火）～8月29日（金）
2. 申請に必要なもの
 - ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書
 - ・ 後期高齢者医療被保険者証
 - ・ オレンジ色の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（既にお持ちの方のみ）
 - ・ 印かん

【入院時の一部負担金と食事代】

	一部負担金の上限額	食事代（1食あたり）	
現役並み所得者	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 %	260円	減額される には申請が 必要です。
	4回目から 44,400円(3)		
一般	44,400円	260円	
低所得 (1)	24,600円	過去 12ヶ月の入院日数が 90日までの場合 210円	
		過去 12ヶ月の入院日数が 91日以上の場合 160円	
低所得 (2)	15,000円	100円	

- (1) 低所得 とは、世帯の全員が住民税非課税の方
- (2) 低所得 とは、世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の方
(年金収入のみの場合は、80万円以下の方)
- (3) 過去 12か月間に 4人以上の高額療養費の支給を受ける場合の 4回目からの上限額です。

平成20年度「後期高齢者医療保険料」の納め方について

平成20年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に保険料額決定通知書をお送りします。
 なお、これまで加入されていた保険の種類などによって、保険料の支払い方法や時期が違いますのでご注意ください。

【保険料の納付方法】 A・・・年金が年額18万円以上の方
 B・・・年金が年額18万円未満の方
 介護保険料とあわせた保険料額が、年金額の2分の1を超える方

	平成20年4月	平成20年7月	平成20年10月
平成19年9月末で75歳になっており、国保に加入していた方		A 年金から天引	
		B 個別納付	
平成19年10月から平成20年3月31日までに75歳になられた国保加入者		A 9月まで個別納付、10月から年金天引	
		B 個別納付	
被用者保険の被保険者本人であった方		A 9月まで個別納付、10月から年金天引	
		B 個別納付	
被用者保険の被扶養者であった方		(保険料の凍結)	A 年金から天引
			B 個別納付
平成20年4月1日以降75歳になられた方		A・B 個別納付	
		(ただし、Aについては、平成21年4月から年金天引)	

障害認定の方(65歳以上75歳未満で一定の障がいをお持ちで認定を受けた方)も含まれます。
 保険料及び納付方法については、今後変更の可能性があるので変更が確定した場合は改めてお知らせします。

【問い合わせ先】 高齢者支援課 高齢者医療係 ☎22-3145